

「平成20年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)」
に対する意見募集の結果について

1 意見募集の概要

募集期間 平成20年2月8日(金)～3月6日(木)

2 意見の提出状況

提出数 1件

提出項目 3項目

| 項目 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|------------------------|---|--|
| 7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項 | 食中毒を想定していると思うが、最近発生した毒劇物が混入した食品の事案が発生した場合の対処について明記する必要があるのではないか | 毒劇物が混入した食品による事故も食中毒の範疇であることから(1)食中毒発生時の対応の②及び③において「化学物質等」及び「毒劇物等」を病因物質とする対応を記述しています。 |
| | 夜間、休日、年末年始の体制の部分が欠けていないか | 本県では、従前より休日、夜間等の連絡体制は整備していますが、ご指摘を踏まえ(1)の①を「平常時はもとより、休日及び夜間における一般住民等からの健康危機管理情報を適切に把握し、健康危機管理体制を確保するとともに、発生時には関係部局と連携を取りながら迅速かつ的確な対応調査を実施します」に修正します。 |
| | 食品衛生情報専門官の設置について(提案) 広報と国への報告を含めた事務を担当し、全責任を持つ「専門官」を設置することで情報の一元化を図るとともに、より強固な体制(休日、夜間を含めた)が構築され、また県民にもアピールできるのではないか | 今後の課題といたします。 |

【参考】

[修正前]

平常時における体制を整備するとともに、発生時には関係部局と連携を取りながら迅速かつ的確な対応調査を実施します